

第6章 都市機能誘導区域の設定

6-1 基本的な考え方

「4-4 居住誘導区域、都市機能誘導区域の基本方針」を踏まえ、都市機能誘導区域を設定します。

《都市機能誘導区域の設定（都市計画運用指針）》

都市機能誘導区域設定の基本的な考え方

- ①居住誘導区域内において、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう設定する。

都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域

- ①鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
 - ②周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域
- ※規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

留意すべき事項

- 都市機能誘導区域は、区域内の人口や経済活動のほか、公共交通へのアクセス等を勘案して、市町村の主要な中心部のみならず、例えば合併前旧町村の中心部や歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた生活拠点等、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定め、それぞれの都市機能誘導区域に必要な誘導施設を定めることが望ましい。



《都市機能誘導区域の基本方針》

- ①都市計画マスタープランで中心的な役割を担う都市拠点として位置づけられている「まちなかエリア（中条駅から市役所までの約2kmの間を中心にした範囲）」に位置づけられている市街地を基本に、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できるエリアをコンパクトなまちづくりを進める上での中心的な役割を果たす地区として設定。

6-2 都市機能誘導区域の設定

ここまでの考察結果を踏まえた上で、都市機能誘導区域の範囲を以下の通り設定します。なお、区域の設定は、道路や河川といった明確な地形地物の位置を踏まえて行います。

